



定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和3年5月28日

香美市監査委員 岡本 明 弘
香美市監査委員 岩崎 昭 雄
香美市監査委員 小松 紀 夫



記

1 監査に準拠している旨

監査委員は、香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査)

3 監査の対象

少年育成センター、給食センター
（令和元年度及び2年度）

4 監査の実施場所・日程

香美市役所 監査委員事務局 ・ 令和3年5月17日、18日、19日、20日

5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

8 監査の意見

- (1) 施行伺の決裁者について、各課等で取り扱いに相違が見られた。事務決裁規程及び契約規則を遵守し、適正な事務処理を行うよう職員に徹底されたい。
- (2) 簿冊について、関連する文書が別々の簿冊に綴じられている事例が見られた。文書事務取扱規程に基づき、適正な文書管理に努められたい。
- (3) 施設の機械警備委託については、1者での随意契約を行っているが、契約の発注にあたっては、経済性や競争性が発揮でき、適正な契約が確保できるよう事務執行に務められたい。

以上